

平成 18 年 3 月 14 日

事務連絡



小郡三井医師会

会長 丸山 泉 様

久留米市健康福祉部 障害者福祉課

担当：福永・俣野

T E L : 0942-30-9035

障害程度区分認定にかかる医師意見書の取扱いについて

今般、障害者自立支援法の 4 月 1 日施行に基づき、久留米市におきましても障害福祉サービス給付のための障害程度認定審査会を設置する運びとなりました。その節は多大なるご協力を頂き感謝申し上げます。

つきましては、この審査会の審査判定業務にはかるための添付書類として、「医師意見書（別添資料）」を久留米市からの依頼医師（基本的には申請者の主治医、主治医がいない場合は申請者の最寄医師）により、作成していただくようになっております。

この場合の、事務手順ならびに医師意見書作成にかかわる費用等につきまして、福岡県より下記のとおり、事務連絡がっておりますので、ご連絡をいたします。

ご周知方、よろしくお願い申し上げます。

記

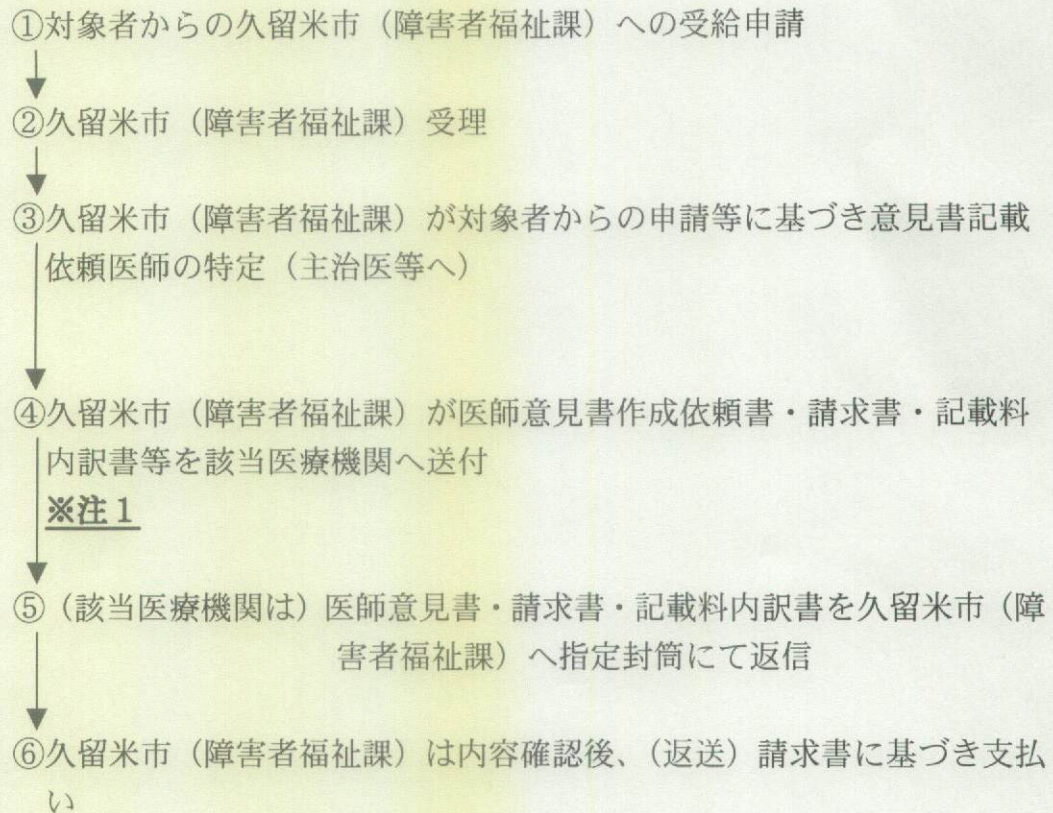
別紙のとおり

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

1. 久留米市からの「医師意見書等の依頼及び記載意見書の返送」について

(1) 手順



※注1：記載に係わる対価について

記載にかかわる対価につきましては、福岡県より下記のように連絡
がっております。

	※在宅	※入所
新規申請者	5, 000 円	4, 000 円
※継続（更新）申請者	4, 000 円	3, 000 円

※継続（更新）申請者とは更新申請において次に該当するものです

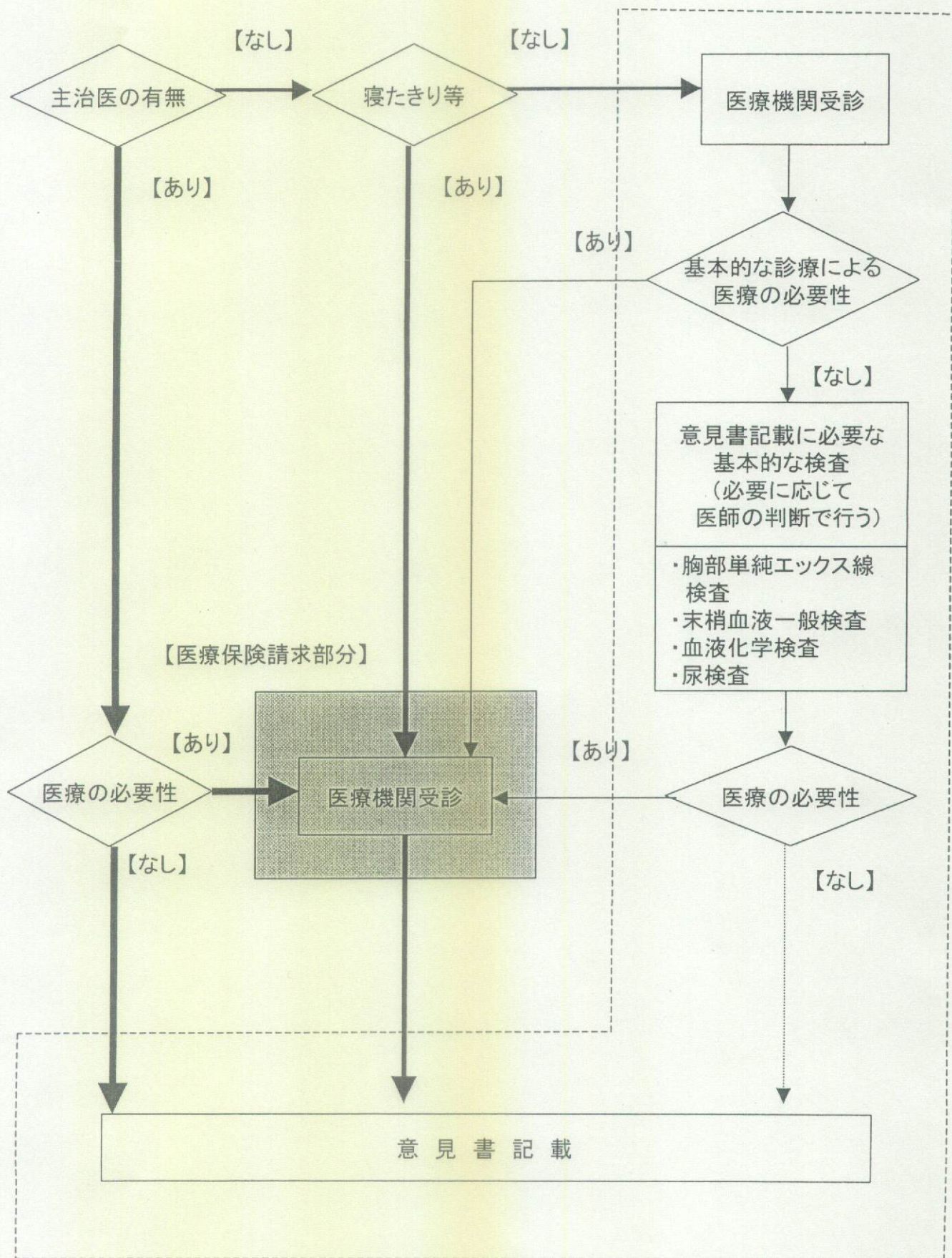
- ①施設入所者は、前回申請時と同一の施設に入所しているもの
- ②在宅者は、前回申請時と同一の医療機関（医師）が意見書記載したもの
- ③施設入所とは、社会福祉施設、医療施設等であって入院機能を有するものを含む
- ④施設入所であっても、当該施設と関係ない医師が意見書を記載した場合は在宅

2. 医師意見書に係わる診察・検査に関する費用について

障害程度認定審査会に提出する「医師意見書作成費用」につきましては、注※1：記載に係わる対価についてのとおりですが、別途下記のとおり福岡県より指示がっておりますのでご参照ください。

- (1) 医師意見書に記載するために必要な診察・検査は健康診断と同様に医療保険の対象とはなりません。⇒市負担
- (2) 医師意見書に記載するために必要な医療は、医療保険の対象です。
- (3) 主訴がある場合の診療費用⇒医療保険対象
- (4) 主訴がない場合の初診療費用⇒市負担
その結果治療あるいは治療に係わる検査費用⇒医療保険対象
- (5) 医師の判断に基づく基本的な検査費用⇒市負担
基本的な検査結果による医療の必要性がある場合の費用⇒医療保険対象

なお、上記(1)から(5)に係わる診療・検査等の流れとその費用額につきましては、福岡県より事務連絡がありました内容(別紙)を添付しておりますので、参照していただければと存じます。



○ 基本的な診察

費用（平成 16 年診療報酬単価）

初診料（診療所）相当額	2,740
初診料（病 院）相当額	2,550

○ 末梢血液一般検査、血液化学検査、尿検査、胸部エックス線検査の具体的な範囲は以下のとおり。

検査項目	費用（平成 16 年診療報酬単価）
血液採取（静脈）	120
末梢血液一般検査	270
血液疫学的検査判断料	1,350
血液化学検査（10 項目以上）	1,400
生化学的検査（1）判断料	1,550
尿中一般物質定性半定量検査	280
単純撮影	650
写真診断（胸部）	850
フィルム（大角）	140
合計	6,610

（注 1） 原則として、寝たきりや主訴があり、医療が必要な者については、提供されている医療に基づき意見書を記載するものである。往診が行われた場合についてもその費用は医療保険の対象である。

一方、寝たきり等がない者については、通常、医療機関を受診することは可能であると考えられるので、意見書の記載のみを目的として、市町村が指定する医師が、診断を受ける者のために申請者宅等を訪問することは想定していない。

ただし、例外的に、医療を受けることを拒否している寝たきり等の申請者を医師が訪問する必要がある場合があり、この場合は、意見書記載にかかる費用、初診料に相当する費用及び上記の検査に要する費用についてのみ施行事務費補助金の対象とし、交通費に相当する費用等それ以外の費用が生ずる場合であっても、当該費用は申請者の自己負担とする。

（注 2） 上記費用のうち、実際に行った検査費用のみを施行事務費補助金の対象経費とする。